

給与年金所得・配偶者(特別)控除計算表

表1 給与所得の計算方法 ※斜字部分は1,000円未満の端数切り捨て

収入金額 (源泉徴収票の「支払金額」欄)	給与所得金額
650,999円 以下	0円
651,000円 ~ 1,618,999円	収入金額 - 650,000円
1,619,000円 ~ 1,619,999円	969,000円
1,620,000円 ~ 1,621,999円	970,000円
1,622,000円 ~ 1,623,999円	972,000円
1,624,000円 ~ 1,627,999円	974,000円
1,628,000円 ~ 1,799,999円	(収入金額 ÷ 4) × 2.4円
1,800,000円 ~ 3,599,999円	(収入金額 ÷ 4) × 2.8 - 180,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円	(収入金額 ÷ 4) × 3.2 - 540,000円
6,600,000円 ~ 9,999,999円	収入金額 × 0.9 - 1,200,000円
10,000,000円 以上	収入金額 - 2,200,000円

表2 公的年金等の雑所得の計算方法

収入金額 (源泉徴収票の「支払金額」欄)		公的年金等の雑所得金額
1/1現在 64歳 以下の方	700,000円 以下	0円
	700,001円 ~ 1,299,999円	収入金額 - 700,000円
	1,300,000円 ~ 4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円以上	収入金額 × 0.95 - 1,555,000円
1/1現在 65歳 以上の方	1,200,000円 以下	0円
	1,200,001円 ~ 3,299,999円	収入金額 - 1,200,000円
	3,300,000円 ~ 4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円以上	収入金額 × 0.95 - 1,555,000円

表3 配偶者の合計所得と税金、および扶養者の配偶者(特別)控除の関係 (平成31年度現在)

※所得金額≠収入金額です。(収入→所得の計算方法は表1・表2参照) (扶養者の合計所得が900万円以下(給与収入のみであれば11,200,000円以下)の場合)

配偶者の合計所得金額 (前年1月~12月)	扶養者に適用される所得控除				配偶者にかかる税金	
	配偶者控除		配偶者特別控除		所得税	住民税 (配偶者に扶養親族がない場合)
	所得税	住民税	所得税	住民税		
280,000円 以下	38万円 (配偶者が70歳以上であれば 48万円)	33万円 (配偶者が70歳以上であれば 38万円)	/	/	非課税	非課税
280,001円 ~ 350,000円						均等割 5,500円
350,001円 ~ 380,000円						均等割 5,500円 + 所得割 課税標準額 × 10% - 税額控除額
380,001円 ~ 850,000円	38万円	33万円	課税標準額が1,949,000円以下の 場合、 課税標準額 × 5% - 税額控除額 (実際は、上記税額に復興特別 所得税(所得税額×2.1%)が加算 されます。)			
850,001円 ~ 900,000円				36万円		
900,001円 ~ 950,000円	31万円					
950,001円 ~ 1,000,000円	26万円					
1,000,001円 ~ 1,050,000円	21万円					
1,050,001円 ~ 1,100,000円	16万円					
1,100,001円 ~ 1,150,000円	11万円					
1,150,001円 ~ 1,200,000円	6万円					
1,200,001円 ~ 1,230,000円	3万円					
1,230,001円 以上	/	/		/	/	※課税標準額 = 合計所得金額 - 所得控除合計額 ※税額控除：配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、調整控除(住民税のみ)など